

令和6年度青森市商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等の区域等における空き店舗を活用し、出店又は事務所等の開設を行う中小企業者等に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付することにより、商店街等の区域等における空き店舗の解消を図り、もって商店街のにぎわいの創出及び活性化並びに本市経済の健全な発展に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗 商店街等の区域に所在し、道路に面した1階部分の店舗物件（店舗専用の出入口があるものに限る。）のうち、概ね1か月以上営業の用に供されていないものをいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者その他市長が特に認める団体をいう。
- (3) 商店街 青森市新町商店街振興組合、柳町商店街振興組合、青森市夜店通り商店街振興組合、ニコニコ通り商店会、昭和通り振興会、国道古川振興会、桜川商店会、新城商工振興会、浪館通り商店会、青森駅西口大通り商店会、浪打銀座商店会、元気町あぶらかわ商店会、アスパム通り振興会、古川グルメ商店街、浪岡駅通り商店会、浪岡銀座通り商店会、川原町商店会及び仲町商店会をいう。
- (4) 特定商店街 前号に掲げる商店街のうち、青森市新町商店街振興組合、柳町商店街振興組合、青森市夜店通り商店街振興組合、ニコニコ通り商店会、昭和通り振興会、国道古川振興会、青森駅西口大通り商店会、アスパム通り振興会、古川グルメ商店街、浪岡駅通り商店会、浪岡銀座通り商店会、川原町商店会及び仲町商店会をいう。
- (5) 商店街等の区域 次のア及びイの区域をいう。
ア 第3号に掲げる商店街が形成されている区域
イ 青森駅前広場に面する区域（アに規定する区域を除く。以下「駅前広場に面する区域」という。）
- (6) 活性化業種 空き店舗が所在する商店街が必要と認める業種をいう。ただし、前号イに規定する区域にあつては青森市新町商店街振興組合が必要と認める業種をいう。
- (7) 商業ベンチャー修了者 青森市多目的交流広場内の商業ベンチャー支援施設に出店している者のうち、出店期間満了に伴い退店する者（出店期間満了日から起算して45日以内に空き店舗の賃貸借契約又は売買契約を締結し、事業を開始するものに限る。）

(対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、市内に主たる事業所を有する中小企業者等で次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 活性化業種の承認を受けた事業を新たに行うこと。
- (2) 商店街等の区域の道路に面する1階部分の店舗からの移転でないこと。ただし、公的買収による移転の場合は、この限りでない。

- (3) 市税に未納の額がないこと。
- (4) フランチャイズチェーン方式による事業でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営んでいないこと。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2項に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

（補助事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、対象事業者が活性化業種の事業を行うための空き店舗の改修工事であって、当該工事の全てを市内に事務所又は事業所を有する業者に発注するものとする。

2 対象事業者（商業ベンチャー修了者を除く。）は、前項の補助事業の内容について、あらかじめ市が設置する起業・創業相談窓口に相談しなければならない。

3 対象事業者は、第9条に規定する交付決定を受けた後、補助事業に着手しなければならない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要な内装工事費、外装工事費、給排水衛生設備工事費、空調設備工事費、サイン工事費及び電気・照明工事費とする。ただし、什器・備品購入費、設計費並びに消費税及び地方消費税を除く。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の中欄に掲げる区域における出店又は事務所等の開設ごとに、右欄に定める額とする。

| 区分 | 区域 | 補助金の額 |
|----------------|----------------------|--|
| 商業ベンチャー修了者 | 特定商店街の区域及び駅前広場に面する区域 | 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額と130万円とを比して、いずれか低い方の額以内の額 |
| | 特定商店街以外の商店街の区域 | 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額と100万円とを比して、いずれか低い方の額以内の額 |
| | 商店街等の区域以外の区域 | 補助対象経費の実支出額の合計額に3分の1を乗じて得た額と50万円とを比して、いずれか低い方の額以内の額 |
| 商業ベンチャー修了者以外の者 | 商店街等の区域 | 補助対象経費の実支出額の合計額に2分の1を乗じて得た額と100万円とを比して、いずれか低い方の額以内の額 |

2 前項の規定により積算した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 補助事業について、国、県及び市等から補助金（この要綱に基づく補助金以外のものをいう。）を受けるとする場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書（様式第2号）
- （2） 職務経歴書（個人による申請の場合に限る。）（様式第3号）
- （3） 収支予算書（様式第4号）
- （4） 誓約書（様式第5号）
- （5） 定款の写し（個人事業者の場合を除く。）
- （6） 法人の登記事項証明書（個人事業者の場合は、住民票）の写し
- （7） 市税に係る納税証明書又は市税の納付状況の確認に係る同意書
- （8） 活性化業種の承認を受けたことを確認できる書類（商業ベンチャー修了者が商店街等の区域以外に出店する場合を除く。）
- （9） 市が設置する起業・創業相談窓口にご相談し作成した事業計画書及び資金計画書（商業ベンチャー修了者を除く。）
- （10） 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- （11） 店舗改装工事に係る図面の写し
- （12） 工事見積書（3者以上）の写し
- （13） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を市が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

（連帯保証）

第8条 対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付の申請に際して、連帯保証人を付すものとし、連帯保証人になろうとする者から、連帯保証書（様式第6号）を徴したうえ、前条の書類と合わせてこれを市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に定める連帯保証書に記載された者が連帯保証人になることに承諾できない場合には、対象事業者に対し、他の者を連帯保証人にするよう請求することができる。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて実地調査又は市税の納付状況調査を行い補助金の交付の可否を決定し、商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 青森市補助金等の交付に関する規則（平成17年青森市規則第62号。以下「規則」

という。)第5条の規定による条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 賃借した空き店舗を市長の承認を受けずに補助金の目的に反して使用し、又は転貸してはならないこと。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを令和7年4月1日から10年間保管すること。
- (3) 補助金の交付の決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業完了後の営業開始日から3年間は当該店舗において、自ら継続して営業すること。
- (4) 補助事業者は、当該店舗を出店しようとする商店街に加盟すること。ただし、市長が認める場合を除く。
- (5) 補助事業者は、補助事業完了後3年間において、毎年、当該店舗の営業状況について、確定申告書等の書面の写しを提出することにより報告すること。

(申請の取下げの期日)

第11条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

(事業内容の変更及び廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助対象経費を変更するとき、又は補助事業を廃止するときは、速やかに商店街空き店舗リノベーション支援事業変更(廃止)承認申請書(様式第8号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により補助事業の変更に係る承認申請を行う場合において、業種の変更を伴うときは、変更後の業種について、活性化業種の承認を受けなければならない。
- 3 前2項の規定による申請があったときは、市長は、その内容を審査し、その結果を商店街空き店舗リノベーション支援事業変更(廃止)承認(不承認)通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して20日を経過した日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに商店街空き店舗リノベーション支援事業完了(廃止)実績報告書(様式第10号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第11号)
- (2) 事業実績報告書(様式第12号)
- (3) 領収書、受領書等の補助対象経費の支払を明らかにする書類の写し
- (4) 工事完了施工明細書の写し
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 事業の実施が確認できる写真(着工前、施工中、完了後)
- (7) 商店街に加盟した場合は、加盟が確認できる書類の写し

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書等書類の審査及び

必要に応じて行う実地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、商店街空き店舗リノベーション支援事業補助金交付額確定通知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、前条の規定により、その額を確定した後に交付するものとする。

（補助金の請求）

第16条 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 規則第18条ただし書の市長が定める期間は、3年間とする。

3 規則第18条第2号の市長が定めるものは、補助金により取得した設備等のうち取得価格が50万円以上のものとする。

（閉店における補助金の返還）

第18条 市長は、補助事業者が第10条第3号に規定する条件に反し、補助金の交付を受けた店舗の営業を中止し、若しくは廃止し、又は当該店舗を閉店し、若しくは移転したことが判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助事業者及び連帯保証人に対して、当該店舗における営業が継続した期間を3年から除いた期間分に相当する補助金の額を日割計算により算出し、期限を定めて、当該算出した額の返還及び規則第17条に定める延滞金の支払を請求するものとする。ただし、補助事業者本人の責に帰さない事由による場合は、この限りでない。

（取扱方法）

第19条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（実施期日）

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。